平成２９年（フ）第６７０号
広島県山県郡北広島町有田64番地
破産者　株式会社サカモト
1　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
2　一般調査期日　平成30年２月23日午後１時30分
平成29年11月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７６号
京都市伏見区横大路天王前39番地　アビタシオンアグリア101、開始決定時の住所京都市伏見区横大路天王前38番地２　カーサミニヨン202
破産者　藤田　　篤
1　破産債権の届出期間　平成30年１月19日まで
2　一般調査期日　平成30年２月21日午前10時
平成29年11月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２６号
埼玉県川口市大字赤山309番地　ベルドゥムール川口東　1403号、旧住所埼玉県川口市戸塚南５丁目15番13号
破産者　小林　悟史
1　破産債権の届出期間　平成30年２月２日まで
2　一般調査期日　平成30年３月12日午前11時30分
平成29年11月27日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１０１号
茨城県ひたちなか市平磯町1187番地12
清算株式会社　株式会社創建
代表清算人　下田　徳行
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第１０２号
茨城県ひたちなか市平磯町1187番地12
清算株式会社　株式会社エン・クリエイト
代表清算人　下田　徳行
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第３０２５号
大阪市福島区野田４丁目２番73号
清算株式会社　福島資産管理株式会社
代表清算人　山地　伸作
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０２９号
東京都千代田区神田神保町３丁目５番地
清算株式会社　ナップコミュニケーションズ株式会社
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２１０２号
東京都千代田区九段南４丁目３番地４大江ビル６階
清算株式会社　株式会社ＭＴＹインベストメント
代表清算人　磯　　豊
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、まず、各協定債権者に対して別紙「優先弁済額」欄記載の各優先弁済額を弁済し、次に、同「協定債権額」欄記載の各協定債権額から各優先弁済額を控除した各残額を、当該控除後の各金額（別紙記載の「協定債権者１」及び「協定債権者２」にかかる各金額を除く）の合計額により按分した額を、別紙記載の「協定債権者１」及び「協定債権者２」以外の協定債権者に対して弁済し、同弁済後の各残額を、別紙記載の「協定債権者１」及び「協定債権者２」にかかる当該控除後の各金額の合計額により按分した額を、別紙記載の「協定債権者１」及び「協定債権者２」に対して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１号
千葉県浦安市東野２丁目26番50号
再生債務者　戸成　卓二
1　決議に付する計画案　平成29年11月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年１月24日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年１月16日まで
平成29年11月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１９号
長野県千曲市大字鋳物師屋96番地１
再生債務者　宮坂　勇一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（再イ）第２４号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目２番地　コテージ千秀３－Ｇ号
再生債務者　髙瀬　憲二
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月25日から平成30年１月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（再イ）第２８２号
札幌市手稲区明日風２丁目２番８号
再生債務者　有賀　新一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２９６号
札幌市中央区北１条西21丁目２番12―302号
再生債務者　矢口　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２０６号
さいたま市見沼区大字東門前436番地１　エステ・スクエア大宮東207
再生債務者　松澤　増美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第６９号
埼玉県春日部市大沼４丁目92番地７
再生債務者　田部　良浩
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係